

石川県トライアスロン協会 JTU 公認審判資格制度

1. 目標

石川県トライアスロン協会（以下「協会」という。）におけるトライアスロン、ディアスロン、アクアスロン競技の公正・フェアプレーそして安全管理のために、この競技に生かせる他競技の審判資格者の特別採用、JTU 審判未更新者復帰の特別措置を講じるなどにより、JTU 公認審判員体制の充実を図る。

さらに大会・イベントにおいて、主催地に配慮しながらも選手第一主義（アスリート・ファースト）を実現できるよう JTU 公認審判員を配置する。

「トライアスロンを謳歌するために」を継続的テーマとする。

2. 管理と育成

- 1) 協会は、JTU からの委託を受けた JTU 加盟団体として「審判員の管理と育成」を行う。協会に所属する受講者の第 1 種・2 種・3 種資格の認定料、更新料は、JTU 公認審判員制度「新規・更新基準（総合改定版）」（以下「JTU 基準」という。）に基づき、ともに協会が受け取る。なお、他の JTU 加盟団体に所属する受講者は、所属する JTU 加盟団体の規定に従う。
- 2) 「審判員限定登録（JTU 登録の一部）」を設ける。（会則第 6 条第 4 項）
- 3) 協会は JTU 審判証（電子データ型式）を発行する。

3. 資格認定と業務（新規・更新共通）

- 1) 協会は、第 3 種と第 2 種の「認定講習会及び更新講習会」を主催し、協会に所属する者については石川県トライアスロン協会理事会（以下「県協会理事会」と略す）が認定する。また、他の JTU 加盟団体に所属する受講者については、所属する JTU 加盟団体に受講結果を報告する。なお、他の JTU 加盟団体から受講結果の報告を受けた者については県協会理事会が認定する。
- 2) 第 1 種は、JTU 基準の< [新規 3] 及び [更新 3]>により、JTU 理事会（3 月開催）が認定し、協会から JTU への申請は、毎年 2 月 1 日から 3 月 10 日 迄に行う。
- 3) 資格は、県協会理事会が承認した日から有効とする。ただし次の年度開始日（4 月 1 日）を認定日とすることができる。
- 4) 有効期限は、認定日から 4 年間とする。
- 5) 受講者は認定講習会及び更新講習会の前に「(公社) 日本トライアスロン連合(JTU) 公認審判員・申請書」を協会に提出する。

4. 公示と報告

- 1) 協会は、講習会実施要項、審判資格者名・資格期限等を公示（ウェブサイトなど）する。
- 2) JTU への開催届及び公認審判申請書を含む結果報告は、JTU 基準により不要とする。

5. 資格の新規申請（資格1～3）

[新規1] JTU 第3種公認審判資格（新規）

- 1) 受講資格：受講翌年度4月1日に18歳以上のJTU登録者とする。なお、他のJTU加盟団体に所属する受講者は所属するJTU加盟団体の事前承認を得て参加する。
- 2) 実施手順：実施要項を公示（ウェブサイトなど）する。
- 3) 講習内容：認定講習会2時間以上。認定試験は不要とするが理解度の簡易テストを行うことができる。
- 4) 講師資格：第2種公認審判員資格以上の保有者とする。

[新規2] JTU 第2種公認審判資格（新規）

- 1) 受講資格：第3種資格者で3年以上、資格申請年度に年間2大会以上の審判実績がある者。但し、顕著な活動実績を評価し、特例を認めることができる。
- 2) 実施手順：実施要項を公示（ウェブサイトなど）する。
- 3) 講習内容：認定講習会3時間以上、認定試験を実施する。
- 4) 講師資格：第1種公認審判資格者、または、協会が指名する第2種公認審判資格者とする。審査については第1種公認審判資格者及び協会が指名する第2種公認審判資格者2名以上で行う。

[新規3] JTU 第1種公認審判資格（新規）

- 1) 申請資格
 - a) 第2種審判資格者が技術・審判業務を3年以上継続的に行い、3大会以上での実績がある者からJTUに推薦する。
 - b) 審判業務を行った大会開催地のJTU加盟団体や北信越ブロックの評価を考慮することができる。
 - c) 上記に満たない場合でも、集中的な業務実績やトライアスロン以外での関連実績などを評価し、特例を認めることがある。
- 2) 申請内容と承認手順（協会の推薦）
 - a) 申請者は、第1種審判資格取得のために以下いずれかの書類を協会に提出する。
 - ・「決意表明（400～600字程度）」及び「過去3大会以上の報告」
 - ・作文（3,000～6,000字程度 「である調」） 詳細は備考1）参照
 - b) 県協会理事会は、JTUへの申請を承認する。承認にあたっては前述の書類のほかに、申請者の県協会理事会での発表、北信越ブロックでの評価を考慮することができる。
 - c) JTUへの申請は、毎年2月1日から3月10日迄に行い、JTU理事会（3月開催）で審議される。

備考1) 申請内容の選択(作文での申請)

- a) 作文課題:「大会運営面・技術面への提案」、「審判技術向上への提案」のいずれか、または両方を基本にまとめる。
- b) 3,000~6,000字。「である調」。電子データ提出基本。
- c) 大会(準備活動・練習会含む)での技術・審判・運営の実体験(視察、テレビ、メディア報道等含む)から展開されることを主題とする。既成の文章を単にまとめたものではない、独自の分析や見解・展望が示されていること。
- d) 申請者は協会に作文を提出する。JTUへの提出はJTU基準により不要である。

6. 資格の更新(更新1~4)

[更新1] 第3種公認審判資格(更新)

1) 更新の基本

- a) 4年に一度以上の更新講習会参加により更新を受ける。(但し、講習会受講次年度から4年とする)
- b) 協会は講習会を主催し、県協会理事会に諮り協会に所属する受講者を認定する。また、他のJTU加盟団体の講習会を受講する場合、受講者は事前に協会に連絡(次年度承認に問題が無いか確認)を行い、協会は受講後にレポートの提出を求めることができる。
- c) 更新年度のJTUフォーラム、コーチングシンポジウム、指導者認定講習会などを、更新講習会参加に代えることができる。この場合、受講を証明する書類を協会に提出する。
- d) やむを得ず更新講習会に参加できない場合は、協会が指示する内容のレポート提出により更新講習会参加に代えることができる。
- e) 講習会要項を公示(ウェブサイトなど)する。
- f) JTUへの開催届及び公認審判申請書を含む結果報告のJTU報告は、JTU基準により不要とする。
- g) 講師は第2種公認審判資格以上の保有者とする。

[更新2] 第2種公認審判資格(更新)

1) 更新の基本

- a) 4年に一度以上の更新講習会参加、「審判業務による課題発表(過去4年間の業務)」により更新を受ける。(但し、講習会受講次年度から4年とする)
- b) 協会は講習会を主催し、県協会理事会に諮り協会に所属する受講者を認定する。また、他のJTU加盟団体の講習会を受講する場合、受講者は事前に協会に連絡(次年度承認に問題が無いか確認)を行い、協会は受講後にレポート提出を求めることができる。
- c) 更新年度のJTUフォーラム、コーチングシンポジウム、指導者認定講習会などを、更新講習会参加に代えることができる。この場合、受講を証明する書類を協会に提出する。
- d) 講習会要項を公示(ウェブサイトなど)する。
- e) JTUへの開催届及び公認審判申請書を含む結果報告のJTU報告は、JTU基準により不要とする。
- f) 講師は第1種公認審判資格者、または、協会が指名する第2種公認審判資格者とする。審査については第1種公認審判資格者及び協会が指名する第2種公認審判資格者2名以上で行う。

[更新3] 第1種公認審判資格（更新）

- 1) 協会は、別に更新の推薦基準を設ける。（補足5参照）
- 2) 更新者はJTU 理事会が承認する。
- 3) 県協会理事会がJTU への申請を承認する。承認にあたっては前述の書類（[新規3] 2)a）、備考1）のほかに、申請者の県協会理事会での発表「過去3大会以上の報告」、北信越ブロック内での評価を考慮することができる。
- 4) 加盟団体の留意事項
 - a) 協会（ブロック開催も可）は、講習会要項を公示（ウェブサイトなど）し、JTU への開催届はJTU 基準により不要とする。
 - b) 審判実績（大会・記録会、JTU フォーラム・研修会出席など）又は、作文（自由型式）提出を更新講習会に代えることができる。
 - c) 協会が評価し、JTU に推薦する。提出事項は、「更新者名（性別、生年月日）、加盟団体名・更新講習会の実施場所と年月日（又は、県協会理事会の承認年月日）」。
 - d) 協会は、毎年、2月1日から3月10日迄にJTU に申請する。JTU 基準に基づきJTU 理事会（3月開催）での審議となる。

[更新4] 未更新者の特別対応（第3種、2種、1種共通）

- 1) 協会の裁量により、未更新の正当な理由があり、継続意志があれば、講習会受講などにより同一レベル又は下位資格で復帰できる。
- 2) 前述の場合、過去の年会費の支払履行を原則とするが、県協会理事会で審議する。
- 3) 2年以上連絡が無い、又は連絡があっても4年以上更新が無い場合は県協会理事会で承認後、次年度（4月1日）から登録を取り消す。
- 4) 未更新者の有効期間は、認定から4年毎とし、未更新1年の場合は3年間、未更新2年の場合は2年間、未更新3年の場合は1年間とする。

[補足1] 審判業務

- 1) 第2種、第3種の更新において、更新年度のJTU フォーラム、コーチングシンポジウム、指導者認定講習会などを、更新講習会出席に代えることができる。この場合、受講を証明する書類を協会に提出する。
- 2) 資格の未更新、当該年度のJTU 登録を行っていない場合は審判業務をすることができない。

[補足2] 審判資格証（第1種、第2種、第3種）

- 1) 協会が電子データ版で発行する。有効期間（4年間）は、認定後、即刻有効とする。

[補足 3] 新規認定料と更新料の基準（4 年に一度）

- 1) 第 3 種：認定料 1,000 円、更新料 1,000 円、受験/受講料 1,000 円基本
- 2) 第 2 種：認定料 2,000 円、更新料 2,000 円、受験/受講料 2,000 円基本
- 3) 第 1 種：認定料 3,000 円、更新料 3,000 円、更新研修料 実費

※認定料・更新料は、受験者の所属する JTU 加盟団体に納入する。

なお、受験/受講料（会場経費等により減額あり）は協会に納入する。

[補足 4] 講師の手数料

- 1) 講師料支給：5,000 円/日

[補足 5] 1 種推薦基準

- 1) 第 1 種更新講習会受講及び年 2 回以上の審判業務

[補足 6] JTU 第 1 種公認審判員資格（新規）・E メール申請様式

件名：第 1 種公認審判資格<新規>申請（〇〇県）

発信者：申請者の所属団体の事務局

宛先：JTU 審判委員会、JTU 事務局

申請日：毎年 2 月 1 日から 3 月 10 日迄にメール送信

申請文例：JTU 第 1 種公認審判員資格（新規）について、申請者の「作文・決意表明及び審判実績」が JTU 基準に適合していることを当理事会が承認したので、次の申請を行います。また、同基準により、当議事録は、開催日を明記し、提出は省略します。「申請者氏名、性別、生年月日、所属団体、該当理事会の承認日」を明記。

[補足 7] JTU 第 1 種公認審判員資格（更新）・E メール申請様式

件名：第 1 種公認審判資格<更新>申請（〇〇県）

発信者：申請者の所属団体の事務局

宛先：JTU 審判委員会、JTU 事務局

申請日：毎年 2 月 1 日から 3 月 10 日迄にメール送信

申請文例：「JTU 第 1 種公認審判員資格（更新）について、申請者の更新内容が JTU 基準に適合していることを本会が承認したので、次の申請を行います。

また、同基準により、更新者から提出された報告類や関連書類の提出は省略します。「申請者氏名、性別、生年月日、所属団体、更新講習会の実施日と場所（又は、該当理事会の承認日）」を明記。

附則

この制度は、2022 年 12 月 3 日から施行する。（2022 年 12 月 3 日理事会承認）